平成 22 年 11 月 18 日

各　位

会 社 名　ミヨシ油脂株式会社
代表者名　代表取締役社長　山田 修
（コード番号 4404　東証一部）
問合せ先　総務部 法務・広報室長　雫石秀明
TEL（03）3603 － 1111

訴訟の判決に関するお知らせ

係争中の訴訟に関し、東京地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．判決のあった裁判所および年月日
東京地方裁判所
平成２２年１１月１８日

２．訴訟を提起した者
（１）名　　称　東ソー株式会社
（２）所 在 地　山口県周南市開成町４５６０番地
（３）代表者氏名　代表取締役 我妻廣繁（現代表者 代表取締役 宇田川憲一）

３．訴訟の内容
当社が製造・販売するピペラジン系重金属固定化処理剤が東ソー株式会社の保有する特許を侵害するとして、当該製品の製造差止と損害賠償を求める旨の訴えが以下のとおりなされたものであります。
（１）訴訟の内容
特許権侵害差止等請求事件
（２）損害賠償請求金額
2,729,226,208 円

４．判決の概要
（１）当社が製造するピペラジン系重金属固定化処理剤の製造差止
（２）当該重金属固定化処理剤の廃棄
（３）当社に対し、原告へ 1,191,852,910 円の支払い及び支払済に至るまで年５分の割合による遅延損害金の支払い

５．今後の見通し
当社といたしましては、今回の判決は承服しがたいものであり、知的財産高等裁判所へ直ちに本判決の取り消しと東ソー㈱の請求棄却を求める控訴の手続きを行い、控訴審において当社の正当性を主張していく方針です。
なお、今後公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以　上